

平成27年10月（第12回）教育委員会会議議事録

1. 開催の日時及び場所

平成27年10月20日（火） 17:00～20:25

宇部市港町庁舎 3階会議室

2. 出席委員の氏名

水田 和江 委員長

三原 節子 委員

赤川 宏 委員

田村賢二郎 委員

白石 千代 教育長

3. その他議場に参加した者

大下教育部長、森島教育次長、松田教育次長、金重総務課長、野村学校教育課長、佐々木学校安心支援室長、奥住学校安心支援室長同格、中村学校給食課長、小林総務係長

4. 傍聴者 なし

5. 趣 旨

委員長： ただいまから、平成27年10月20日の第12回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、5人の委員全員の出席がありますので、会議として成立していることを最初に報告します。

また、本日の傍聴の申し出はありませんでした。

委員長： 次に、議事録の承認についてですが、前回の会議でお配りしています8月18日の第10回の議事録について、ご意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

委員長： それでは、第10回の議事録については承認とさせていただきます。

続いて、9月17日の第8回の議事録の報告についてですが、机の上に配布していますので、次回までにご覧いただき、次回の会議で承認を受けたいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は三原委員をお願いします。

委員長： 本日の議題は、「議案第37号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、「議案第38号 宇部市立学校給食献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第39号 宇部市学校給食センター献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第40号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第41号 宇部市いじめ防止基本方針の見直しについて」の5件と、その他の事項として「宇部市立小中学校の適正配置に関する報告」について、「寄附の報告について」の2件となっておりますが、事務局から、「議案第42号 宇部市における小中一貫教育への今後の取組について」を、追加上程したいとの

申し出がありました。承認してよろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員長： それでは、「議案第42号 宇部市における小中一貫教育への今後の取組について」を追加させていただきます。

次第に沿って、はじめに、「議案第31号 教育委員会の事務の点検及び評価について」、事務局から説明をお願いします。

事務局： 「議案第37号 教育委員会の事務の点検及び評価について」説明します。

平成26年度に実施した、「教育振興基本計画」に沿った60事業について、事務の点検評価を9月と10月に計2回行いました。4人の委員から、事業全般に対する御意見、個別の事業に関する御意見をいただき、それに基づいて「教育委員会の事務の点検及び評価（平成26年度事業）」として整理しました。

今後は、教育委員会会議で承認をいただきましたら、市議会に報告を行うこととなります。

委員長： ただ今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員長： 以前にも指摘したと思いますが、今後の課題のところは昨年度と変わっていないものがあります。止むを得ない部分もあるとは思いますが、27年度事業について点検を行う際は、注意していただきたいと思っております。

No.18、19で、今後の課題に周知活用方法の検討とありますが、一生涯を通しての支援計画を策定するときに必要なものとして、パーソナル手帳が使われていると思いますが、保護者に配布して、保護者の支援機関への情報伝達をスムーズにするということではなくて、相互の情報伝達ということにしないと一貫したものになりませんので、検討しておいていただきたいと思っております。

委員： No.28で、彫刻教育に関する取組結果や、課題についての記載がないので、彫刻についての宇部の歴史などを、図工や美術の時間に取り入れる事など検討をお願いします。

事務局： 確認して修正します。

委員： 「教育委員会の事務の点検及び評価について」で、事業番号ごとに並んでいますが、例えば図書館に關係する事業毎に並べるわけにはいかないのでしょうか。

事務局： 「教育委員会の事務の点検及び評価について」は、教育振興基本計画の個別事業の整理に従ってまとめていますので、整理方法については、今後の検討課題とさせていただきます。

委員： No.7について、今後の課題のところ、メディアリテラシーについて触れる必要があると思っております。

事務局： 道徳教育や、情報教育の観点からメディアリテラシーは重要であると考えていますので、追記します。

委員： No.11で、一校一取組の推進のような学校独自の取り組みは、なかなか浸透しないと思っておりますが、こういった何か一つのことをやり遂げるといことは、道徳教育においても大事なことですので、推進して欲しいと思っております。

委員 長： それでは、検討事項を整理していただくということで、「議案第37号 教育委員会の事務の点検及び評価について」を承認してよろしいでしょうか。
(全委員異議なし)

委員 長： それでは、「議案第37号 教育委員会の事務の点検及び評価について」を承認します。

次に、「議案第38号 宇部市立学校給食献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第39号 宇部市学校給食センター献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第40号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程の一部改正の件」については、関連がありますので、一括して説明をお願いします。

事務局： 「議案第38号 宇部市立学校給食献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第39号 宇部市学校給食センター献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第40号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程の一部改正の件」について、説明します。

これは、栄養教諭制度の反映と、3本の献立委員会規程の表現の統一を図るため所要の整備を行うものです。よろしくご審議をお願いします。

委員 長： ただ今の説明に対して、ご意見ご質問はありますか。

委員 長： 献立委員会の委員の構成割合はどのようになっていますか。

事務局： 各学校1人以上が委員になっています。

委員： この中には、食育という表現が使われていませんが、それは何か理由がありますか。

事務局： 食育という表現では、家庭での食事指導などが含まれるため、範囲が広がりますので、給食指導という言葉にしています。

委員 長： よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員 長： それでは、「議案第38号 宇部市立学校給食献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第39号 宇部市学校給食センター献立委員会規程の一部改正の件」、「議案第40号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会規程の一部改正の件」について、原案のとおり承認します。

委員 長： 次に、「議案第41号 宇部市いじめ防止基本方針の見直しについて」、説明をお願いします。

事務局： 「議案第41号 宇部市いじめ防止基本方針の見直しについて」説明します。
平成26年3月に策定しました、宇部市いじめ防止基本方針について、今年3月に宇部市いじめ問題調査委員会及び宇部市いじめ問題検証委員会に関する条例が制定されたことや、いじめ問題連絡協議会に宇部市医師会を加えたこと、また、策定後の新たな取り組みを記載するため、今回見直しを行うものです。

委員 長： ただ今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： いじめ問題連絡協議会は常に存在して、いじめ問題調査委員会と、いじめ問題検証委員会は、問題が起きたときに組織されるということによろしいですか。

事務局： いじめ問題連絡協議会は常時開催していますが、いじめ問題調査委員会につ

いては、委員の任命はしていますが、委員会の開催は事案が発生した場合となっています。いじめ問題検証委員会は、必要となった時点で委員の任命をすることとなっています。

委員 長： これをみると、各組織がどのようなときに対応するのかが、わかりにくいと思います。また、いじめ事案が発生したときの対応と、未然防止を検討するものが混在しているので、図表の形で整理してもらえたらと思います。

事務局： 協議会や各委員会の役割及び関係性が分かるよう、整理を検討します。

委員： いじめ問題の対策としては、未然防止が一番大切と思いますが、そのために豊かな心を育む教育が必要となっているわけですが、幼児教育について何か取り組みはありますか。

事務局： 宇部市いじめ防止基本方針では、小中学生を対象としているため、幼児のことについて、記載することは難しいのですが、宇部市青少年問題協議会において、規範意識についても協議を行っていますが、そこでは幼稚園連合会からも委員になっていただいていますので、幼稚園にも伝わっているものと考えています。

事務局： 幼稚園には年2回程度、指導主事が訪問していますので、保育の状況を見ながら、相談を受けたり、提案を行うこともあります。

委員： そうした機会を捉えて、いじめの未然防止には、幼児期から豊かな心を育む教育が大切であるということを、伝えていただければと思います。

教育 長： 小学校低学年では、言葉によるトラブルが多いのですが、幼児でも状況に変わりはないと思いますので、資料を提示しながら情報を共有し、幼稚園でも考えていただくことは可能だと思います。

委員： 1年生には1年生なりの、してはいけないことはしないということを指導する方法があると思いますが、家庭でのしつけがまったくできていない子供もいます。いじめが発生するという事は、それ以前の段階で、規範意識が育っていないということだろうと思いますので、教員も規範意識をしっかり持って、また教育委員会としても、道徳の教科化にしっかり対応しなければいけないと思います。

委員 長： よろしいでしょうか。

(全委員異議なし)

委員 長： 「議案第41号 宇部市いじめ防止基本方針の見直しについて」、承認します。

次に、「議案第42号 宇部市における小中一貫教育への今後の取組について」をお願いします。

事務局： 「議案第42号 宇部市における小中一貫教育への今後の取組について」ですが、まず、宇部市における小中一貫教育をどのように推進するかについて、小中連携をより一層強化すること。市全体で小中一貫教育の導入に取り組むことを視野に入れ、平成28年度小中一貫教育推進協議会を立ち上げ、検討を行う。平成32年度を目途に、市内全中学校区で小中一貫教育を開始する方向で準備

していき、神原中校区では、小中一貫教育学校（義務教育学校）を開校するというので、準備を進めていきたいという方針案を作成しましたのでご審議をお願いします。

これまでの、小中連携教育の動きについてですが、平成24年度から3年間宇部市独自の小中連携推進モデル事業を実施してきました。平成26年度からは、小中連携の一層の強化のため、全中学校区で、連携のための取り組みを行いました。平成27年度からは、小中連携の日常化をめざしているところです。

小中連携の成果としては、中学校区ごとに、行事や研修会が合同開催され、内容が充実してきたことや、児童、生徒の課題が共通認識され、協働体制が整いつつあることなどがあげられます。

課題としては、交流のための時間を生み出す工夫が必要であること、複数小学校がある中学校区や、進学先が、複数の中学校にまたがっている小学校などは、連携を前進させることに支障が多いことがあげられます。

次に、小中連携から一貫教育へ発展させる背景として、日常的な授業の乗り入れを行っていることから、実質的には小中一貫教育の領域に入ってきていること、全国学力・学習状況調査で課題のあった小学6年生の学力について、小中一貫教育でカリキュラムを検討すれば、改善の加速が見込めるなどがあります。

小中一貫教育を行うメリットとしては、現行教育制度で課題とされる児童生徒の発達の早期化や、教育内容、学習活動の量的・質的充実への対応、「中1ギャップ」への対応などが、きめ細かく出来ると言われています。

また、国が小中一貫教育を制度化したことにより、小中一貫教育に取り組み、教職員定数が配慮される可能性があります。

本市においては、小中学校間で児童生徒の9年間の学びと育ちの姿を共有し、児童生徒の発達段階に即した、系統的・継続的な学習指導・生活指導を実現し、児童生徒が義務教育学校9年間で修了するにふさわしい学力・体力・社会性を育成すること、学校・家庭・地域が児童生徒の学びと育ちを地域ぐるみで支え、協働する仕組みをつくり、地域に誇りと愛着をもつ児童生徒を育成するということを目的として、小中一貫教育を推進することを検討していきます。

委員長： ただ今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員長： 市内には中高一貫学校がありますが、小中一貫教育学校と共存することで、問題になることはありますか。

事務局： 特にないと思います。

委員長： 小中一貫教育学校になることで、教職員の定数に配慮とありますが、経過措置以降の動向について、見込みはありますか。

事務局： 現段階では、明確なものはありませんが、文科省では配慮する意向はあるようです。

委員： 中高一貫教育では、中学入学時から大学入学を目標としています。小中一貫教育でも、力のある子どもは、どんどん先に進むことができるようになり、更

に伸びる環境になると思いますので、できるだけ早くスタートするべきではないでしょうか。

教 育 長： 視察に行った姫路市の学校では、中学生が、小学生と毎日接することにより、中学生の自尊感情が、非常に育ったと聞きました。宇部市の中学生は、自尊感情が低い傾向にありますので、豊かな人間関係の中で、中学生を育てなければと思います。

委 員 長： 姫路市の学校では、義務教育なので、すべての子どもに力をつけさせることが、9年間の教育目標であると話されていました。私もそのとおりだと思います。カリキュラムとしては、4年生までは体験的な学習を、5年生からは、研究課題に取り組み発表する力を身につけていくというのが大事なのだと思います。

小中一貫教育の形態として、義務教育学校を進めていくのであれば、教育効果などを、地域に十分説明する必要があります。しかし、平成32年をめざして、全市小中一貫教育学校として進める準備をする時期であると考えています。

事 務 局： 今年3月の見初小・神原小統合準備協議会で、一貫教育を実施する学校を整備しようという話がありました。その後、国が、義務教育学校の位置付けを行ったことにより、義務教育学校を希望する声が多くなっていますが、協議会としての結論は出ていません。

委 員 員： 小中一貫型学校と義務教育学校の違いについて説明をお願いします。

事 務 局： 義務教育学校は、完全に一つの学校として校長も一人、職員室も一つで9年間を通した教育を行い、小中一貫型学校では、小学校と中学校のエリアが分かれる形になります。

委 員 員： 義務教育学校では、PTAや、子ども会はどうなるのでしょうか。

委 員 長： 昔は、子ども会は9年間あって、大変楽しかった思い出があります。

委 員 員： 今は、中学生になったら子ども会を抜けていますが、リーダーになっていけば良いと思います。

委 員 長： PTAも、小学校でなじんできた人達が、中学校で分断されることもありますので、一体としてやれば良いのではないかと思います。

委 員 員： 小中一貫教育で、人間関係が9年間固定されることや、新しい人間関係を構築する力をつける機会が減ることに、多少に不安がありますが、中1ギャップの解消や、中学生の自尊感情を育てるのに有効というメリットは大きいと思いますので、小中一貫教育学校を進めることは良いと思いますが、宇部市では、分離型となるところや、複数の中学校に分かれる小学校も多いですので、その辺り慎重に進める必要があると思います。

事 務 局： 今回の方針案で、平成32年度を目途に、神原中校区では小中一貫教育学校（義務教育学校）を開校するとあるのは、開校する方向で準備していくというような形で前段と揃えたいと思います。

委 員 長： よろしいでしょうか。

（全委員異議なし）

委員 長： 「議案第42号 宇部市における小中一貫教育への今後の取組について」、承認しますので、今後とも検討をお願いします。

委員 長： 続いてその他の事項「宇部市立小中学校の適正配置に関する報告」について、お願いします。

事務局： 「宇部市立小中学校の適正配置に関する報告」について、説明します。

見初小・神原小統合に伴う一貫校の設置について、神原中学校敷地に新校舎建設のための基本設計を行います。基本的考え方としては、新校舎は施設一体型として計画します。体育館は、小中共用として計画し、現体育館は、解体して跡地はテニスコートとして整備します。グラウンドは、小中共用とし、別に低学年広場を設けるという形で、今年度中に基本設計が終わればと考えています。

委員 長： ただ今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委員： 以前にもお伺いしましたが、中央高校のテニスコートの利用は可能なのでしょうか。

事務局： 可能性はゼロではないと思います。

事務局： 中央高校に相談に行ったところ、現状水はけが悪く使っていないコートがあるので、そこを整備すれば使えないこともないという返事でした。

委員 長： 通級指導教室は、普通教室に近い方が良くと思います。

委員 長： よろしいでしょうか。

事務局： 追加の報告となりますが、小野の教育を考える会が提出した請願について、再考を求める要望書が提出されましたので報告します。

委員 長： よろしいでしょうか。

次に「寄附の報告」についてお願いします。

事務局： 平成27年9月分寄附について、資料に記載のとおり1件の寄附がありましたので報告します。

委員 長： その他何かありますか。

事務局： 一件報告します。

長生炭鉱の水非常を歴史に刻む会から、ときわ公園石炭記念館の「大年表」に関する記載修正のお願いが提出されましたので、お知らせします。

委員 長： その他よろしいでしょうか。

委員 長： 以上を持ちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。